

1. 件名：「東海第二発電所の設計及び工事の計画の変更認可申請（火災防護設備用ハロンボンベ等の設置場所変更等）に係る事業者ヒアリング【7】」
2. 日時： 令和5年6月12日 13時30分～14時40分
3. 場所： 原子力規制庁 9階C会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席（※・・・TV会議システムによる出席）
原子力規制庁：
（新基準適合性審査チーム）
高橋管理官補佐、深堀技術参与

日本原子力発電株式会社：
発電管理室 部長 他担当者9名
東海第二発電所 保修室 機械Grマネージャー※ 他担当者6名※
5. 自動文字起こし結果
別紙のとおり。
（注）：音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
6. その他
提出資料：
・東海第二発電所 設計及び工事計画変更認可申請 補足説明資料（改5）

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	原子力規制庁の高橋です。
0:00:04	ただいまより、日本原子力発電株式会社東海第2発電所設計及び工事計画変更認可申請に係るヒアリングを開始します。
0:00:15	本日は、前回に引き続き、
0:00:18	これまでの事実確認に対する回答となっております。では、
0:00:23	日本原子力発電から、
0:00:25	説明をお願いします。
0:00:30	原電のサコンジュウです。それでは、熱交換器側の
0:00:35	以前のヒアリングにて質問いただいた質問コメントいただいた箇所について、回答いたします。大まかに分けると全部で4点、Aコメントいただいていたかと思えます。
0:00:47	一つ目が設定根拠に関する説明書の添付2点目構造図の添付、
0:00:53	で、3点目、RCWLWあるちゃう。
0:00:57	以外の熱交換器について説明しなくてもよい理由の記載。
0:01:01	で、最後に、
0:01:04	荒れちゃうと。
0:01:06	あれちゃあると、今回の
0:01:10	RCWCWの線、
0:01:13	の考え方の違いについての説明というこの4点でございます。
0:01:18	で、一つ目と二つ目の、設定根拠に関する説明書と、構造につきまして、補正にて申請する計画をしますので、よろしくをお願いします。
0:01:30	三つ目の説明しなくてもよい理由につきまして、説明いたします。
0:01:36	お渡ししました資料の71ページ目、都市番号71ページ目です。
0:01:57	へえ。
0:01:58	今回のコメントにいただきまして1000回答としまして黄色でマスキング黄色でハッチングさせていただいています。
0:02:09	A1別紙表2の今後の説明計画につきまして、なしと記載している箇所につきまして、※4と付けさせていただきました。
0:02:20	以前は、一つ目の文章のなお書きの文書のところに、
0:02:25	今後の説明計画がないことで括弧、減肉傾向発見時岩瀬伝熱管取りかえという文章を
0:02:33	描いていましたが、
0:02:35	ただ今回は
0:02:38	別紙表2の注記ということで書かせていただきました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:43	今後の線計画がないもの。
0:02:46	全部で6個熱交換機ございますが、
0:02:49	こちらは熱交換機ごとの点検計画に基づき、下に検査を実施し、
0:02:55	原理携行発見時には、伝熱管の取りかえを計画するというこの文章、AII、
0:03:01	加えさせていただきます。
0:03:06	次に、先ほどの四つ目のコメントに関し、対する回答としまして、
0:03:13	コメントが
0:03:16	残留熱除去系熱交換器とRCWという熱交換機CW再生熱交換器の先生 の考え方の違いについて、
0:03:26	ご回答いたします。そちらが通し番号72ページとなっています。
0:03:37	こちらのページでは、残留熱除去系熱交換器の
0:03:42	並列面積の公称値と設計確認値について別紙表3で示しています。
0:03:52	熱残留熱除去系熱交換器の伝熱面積の設計確認値の部分に、こちら も黄色でハッチングさせていただいております。
0:04:02	この※2というものを追記させていただきました。
0:04:05	こちらの※2は何なのかといいますと、列面積の交渉力点減乾燥本数、
0:04:11	麻痺差し引いて算出しているということでRCWRCWと同じような記載 をさせていただきました。
0:04:20	※3としましては、こちらので、※2で説明しました伝熱管総本数の幾ら かをさせ算出した部分幾らかの部分についての注記となっています。
0:04:32	幾らかというのは胸腺率となっていて、こちらは安全機能の重要度 や、伝熱管の総本数、
0:04:42	から、そちらを考慮して設定している値となっています。
0:04:49	以上で説明を終わります。
0:05:16	原子力規制庁の高橋です。
0:05:18	今ほどの説明で1点だけ今野瀬線率の
0:05:25	話ですが、
0:05:32	伝熱管総本数の
0:05:37	ところを引いてチャンスというところで、それが安全機能の重要度及び
0:05:44	伝熱総本数を考慮してということで、
0:05:48	これのな、ちょっと定性的な考えなんですけれどもこれはもうちょっと詳しい ていうのは、やはりメーカー名になるのでしょうか。
0:05:58	原燃のサコンジュウです。メーカーノウハウにはなりまして、メーカーで も、例えば、伝熱管総本数何本以上だと何%という値は決めて、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:09	いるのですが、そちらを参考に
0:06:13	設定しているという形になっています。
0:06:26	規制庁高橋です。わかりました。
0:06:36	規制庁フカホリです 71 ページの * の 4 番目の、
0:06:43	点検計画っていうのがあるんですけどもこれは、
0:06:47	どれぐらいの頻度でやられる予定ですか。
0:06:57	県連のサコンジュウです。
0:07:01	ものによってちょっと変わってしまうんですけども、早いものだと、22 年に 1 回、
0:07:07	点検ありますし、
0:07:09	物によっては、
0:07:11	5 年だったり、中周期を渡して実施しています。
0:07:32	規制庁高橋です。
0:07:34	あまり詳しく聞くとつもりありませんが、その 5 年に 1 回に、2 年に 1 回はやはり、
0:07:41	設備の重要度に応じて設定されてるんでしょうか。
0:08:01	そうですね。
0:08:02	県連のサコンジュウ。
0:08:04	設備の重要度も参考にしておりますし、あとは加工のトラブル事例だったり、を参考に周期を設定しています。
0:08:20	規制庁タカハシです。わかりました。
0:08:40	はい。現在ヒロキでございます。では笠井の方のですね
0:08:47	確認いただきました内容から、
0:08:54	え。
0:08:56	お手元でいきますと、24 番、
0:09:02	20、24、
0:09:07	カラーですね。
0:09:10	回答をさせていただきます。
0:09:13	確認いただきましたのは、変更後のボンベ個数、それから対応する区画の広さと防護区画がどのように区切られており、
0:09:24	消火能力を満足しているというケース側とされる側の関係は、わかりやすく、記載してくださいという、確認事項確認がありました。
0:09:35	回答でございますけども、
0:09:37	変更後のボンベ個数、それから対応する区画の広さ、これは防護服の体積になります。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:43	消化能力 2 につきましては、補足 4-
0:09:49	15 ページ 17 ページにまず示し示してございます。
0:09:53	防火区画になります火災区画区域、火災区画については、同じですね 補足 4-15 ページで呼び込みを行いまして配置を明示した図面を
0:10:05	参考 5 として添付いたしました。また、消火能力が満足していることにつ いて参考 3、
0:10:13	2、31 ページ以降ですけれども、に追加いたしておりますし、お手元の資料 で、通しページの、
0:10:24	15 ページをご確認ください。
0:10:29	今回、前のページの 14 ページですね 14 ページから別添、これは前回 は別添でした。1 というものを追加いたしまして、別添 1 というように修 正かけております。
0:10:42	では 15 ページでございますけれども、こちらの具体的なこれまでも説明し てございます。
0:10:49	区域、設置場所ですね、ポンベの設置場所から、対対象エリア、これ はディーゼル発電機、それからケーブル処理室に対するルートと、体積 ですね。
0:11:04	等を記載しているものでこれが
0:11:09	変更がないと
0:11:12	いうものがですね今回、
0:11:19	ちょっとP参事。
0:11:26	あ、えっとですね。
0:11:30	ページ。
0:11:49	申し訳ありません。通しページ 60 ページ、磯野真瑛です。すいません。
0:11:56	あと、通しページで 57 ページになります。ここから、
0:12:01	配置を明示した図面、人数になりますけれども、具体的な区域、区画を示 してございまして、
0:12:10	上からですね、●●(非開示情報)
0:12:15	●●(非開示情報)と、それから●●(非開示情報)ですね、それと●● (非開示情報)でディーゼル発電機のエリアを、
0:12:23	示しております。こちらが細かい規模でいきますと、RBの 12、それから その下の下にあります 13、
0:12:34	と、下にございます、14、こちら側の非常用ディーゼル関係、高圧ディー ゼル発電関係のエリアになってございまして、
0:12:42	この区域格が、先ほどお示しました 15 ページの

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:47	図ですね、そのエリアと変わりはないと。
0:12:51	というものになってございます。
0:12:56	で、こちらを示してこれオク詳しくご説明しているのが、次、通しページ 14 ページですね前のページに戻っていただきまして、
0:13:08	こちらの表、第 2 表の中の防護区画の体積になります。
0:13:14	こちらが区画の変更はないということで、次に、広さを示しているようになってございます。この 2694、
0:13:25	というのがまず変更はないと。
0:13:28	ということになってございます。
0:13:31	で、消火能力ですね
0:13:36	ターゲットエリアは変わってないんですが、消火能力、総量に変更になっているというところは、真ん中の変更の概要にも説明を示しておりますけども、
0:13:48	配管が 130 メーター増加して増加したと。
0:13:52	というところから、今回の消火剤の総量ですね、そういったものを
0:14:00	評価、設計評価し直しますと 1560 キロになったということになってございます。
0:14:06	こちらをですね、さらに
0:14:10	ポンチ絵等でお示しをさせていただいているのが、でした。
0:14:17	通しページで 32 ページをご覧ください。
0:14:24	具体的には、その前のページの 31 ページをこれまでもおつけしていいいたしました。そ、これも一部修正をかけておりまして、
0:14:34	放射時間等ですね、それから判断基準というものを設けさし、いただいでる表に整理しております。
0:14:43	こちらが
0:14:44	32 ページからのですね、こちら側の前のページの 31 の上、上からですね、例えばケーブル処理室でございますけども、
0:14:54	①ケーブル処理室が一番上では×××、
0:14:59	となっていてましてその下で〇〇×
0:15:02	で、3 番目に 000 で終了となっております。こちらの××バツというのはどうなってるかと申し申しますと、次のページの絵になりまして、そもそも 2018 年の衛星工認が一番上にあります。今回比 130 メーターの日だと。
0:15:18	いうところで…というふうに系統図をですね系統をふやした絵にしてございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:24	そもそも現状ターゲットエリアの 2694 っていうのは変わらないで、ボンベ本数も変わらない、この状態でルートが伸びますと。
0:15:34	自然的に正が足りなくなった総量ですが、それ、総量が足りなくなると。
0:15:39	いうところから、
0:15:41	具体的には、保護者時間の 30 秒を以上、
0:15:46	それから、放射圧力 0.9 メガ以下、
0:15:50	無次元真ん中ですけども無次元設計辞典 τ II とありますけども、これらが 1 以上になってしまう。
0:15:58	そもそもの考え方が一番上にございます。方針圧力が 0.9 以上必要、それから放射時間は 30 秒以内にしないで、それから、 τ II につきましては 0.5 を以上 1 以下を確保しないで。
0:16:11	こういった設計をですね満足することで、ボンベの総本数、要は総量が決まってくるというところから、今回それらがすべてアウトになってしまったと。
0:16:21	で、その次でございますけども、
0:16:24	同じように
0:16:27	圧力、
0:16:28	を確保しなければならない所クラタを確保しなきゃならないというところから、ボンベの本数をですねふやします。
0:16:36	ふやしましたところ、圧力は、は放射圧力は確保をできましたが、多分まだ 1 以上ということでバツと。
0:16:47	いうことになってしまいました。
0:16:50	こちらがですね真ん中に丸を入れておりますけども、見直し結果により無次元設計時点 τ 数が 1 以上と、昇華麻生亮わずかに、
0:17:00	不足します。消化剤総量を増加することができないため配管内、消化材料の影響に、
0:17:11	大きい配管ですね配管の体積、これの再検討が必要ななる、なったというところで、3 回目ですけども、主配管の配管をですね、
0:17:24	所、形を変えることによってすべて満足させると。
0:17:29	というような考え方設計のやり方ですねこれ送り繰り返しまして、
0:17:37	要は、判断基準をすべて満足するように設計していると。
0:17:41	ていうのが、今回の流れになってございます。
0:17:46	こちらがちょっと行ったり来たりと大変申し訳ございませんけども、今ですね 31 ページを説明しようと思しますと、後ろにつけた AA のようにですね、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:00	設計評価を行っている、というような回答になります。
0:18:06	まず 1 点目としては以上でございます。続きまして同じように補足 4 ですね相当ということで、今回の変更前後で区域区画の関係についても整理し詳細に説明してくださいということです。
0:18:20	これにつきましてナンバー20、今の 24 ですね。で回答させていただきました。
0:18:28	続きまして
0:18:33	次ですね、32 になりますけども、火災防護審査基準における火災区域区画の設定、消火設備の要求について、
0:18:46	適用有無等、理由を詳細に記載してくださいと。
0:18:51	では関連性が低いものについては、適用有無と理由を中項目程度でいいので、簡潔に記載願いたいと。
0:19:01	それからまた火災区域が変わらないこと、消火剤が十分なことについては、表示の中で、別の説明資料とひもづける形で整理してくださいということ、でございます。
0:19:14	回答でございますけども今回工認申請範囲において火災審査基準との
0:19:21	適用につきまして整理いたしました。補足 4ー別紙 2 としまして追記してございます。火災区域区画が変わらないこと、消火剤が十分なことについてはNo.20 の通りとなっております、
0:19:35	今回お付けしている資料につきましては、
0:19:39	当市の
0:19:41	19 ページになります。
0:19:47	19 ページからですね別紙 2 としまして、火災防護審査基準とのことを東海林発電所の設計及び工事計画変更認可申請対応表ということで整理してございます。
0:20:00	左側が審査基準になってございまして一部省略してございます。
0:20:06	真ん中にいい適合性検討の対象の有無、ありなし、それから、今回、工認の
0:20:16	審査基準への適合性の確認結果ということで、どのようにされてるか
0:20:22	と。それに対しまして、一番右適合の有無ということでマルバツそれは対象外ということで整理いたしました。
0:20:30	こちらが、
0:20:31	まず 19 ページでもありますと。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:34	前書きがございまして基本事項ということになってございます。ここで火災区画、それから、冷温停止、低温停止を達成する機器類を選びなさい。それから、
0:20:47	防護措置手順、機器、職員等の体制を含めた本計画を作成しなさいという基本事項になってございます。
0:20:54	こちらは、真ん中に該当を確認結果ありますけども、今回の火災防護を用ハロンボンベ二酸化炭素ボンベ及び配管の改造、
0:21:05	今回工認というによっても、0102の火災区域区画に変更はない。
0:21:11	それから、3方策でございまして、火災の発生防止、感知消火影響軽減を考慮した火災対策を講ずる方針に変更はないと。
0:21:21	ということでそれぞれですね今回の変更に対しましては、適合しているということである。
0:21:27	その下ですね2.1になります発生防止でございまして、発生防止につきましては、今回5人は火災の消火に関わるものであるため、火災の発生を防止するための防護措置ですね、対策を講じる設計に関わる事項は対象外と。
0:21:43	いうように整理をさせていただきました。この流れで、次のページ20ページ、こちらが機器をですね、
0:21:51	不燃材、それから、機器を選定しなさい、そこは不燃材料を使いなさいという項目になってございます。こちらも対象外と。
0:22:00	それから、その下、2.1.3でございましてこちらの全体的な自然現象の項目になってございまして、こちらも全体的なものでございまして今回の設計に係る事項ではないということで対象外。
0:22:16	それから21ページ、こちらがですね具体的な火災の2.2としまして火災の感知消火ということです。基準が構成されております。
0:22:26	2.2.1、こちらが感知になりますので、感知器の設計に関わる事項は対象外ということで整理をさせていただきます、
0:22:36	両括弧2で、こちらからですね消火設備の基準になってございます。
0:22:43	①ニツ①のでございますけども、こちらは煙、流出流体、それから断線爆発、二次的な影響を及ぼさないように設置しなさいということになってございます。
0:22:55	こちらにつきましても、
0:22:57	基本設計方針等ですね記載があるものを表記してございまして、具体的には次のページの22ページ、上から2行目でございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:11	括弧で、どこにどのように示されているかということに記載いたしました。具体的に今の直接影響を受けないというところにつきましては基本設計方針の
0:23:23	第 2 章を、1 ポツの両括弧 2 の B の両括弧 D のイという項目に記載がございます。
0:23:31	また、耐震関連で 5-1-1、いいですけども、具体的に添付してございます。123 ページにも同様に記載があり、
0:23:42	それから、5-117 これ火災の説明書になってございますけども、87 ページに具体的に記載されていると、それから今回の補足の 4 の第 1 図、図 112 では平面図ですね、を示してございまして、
0:23:57	こちら具体的な区域各図を入れていると、というような整理。
0:24:01	それから、同じように、bポツとしましては可燃性物質の性状ですね、そういった消火剤を整えさとドエルと同を備えることと、
0:24:11	という項目に対しましても、同様に想定される火災の性質に応じて十分な諸栄養量の容量を確保するため、消防法施行規則、それから試験結果に基づいて配備しますと。
0:24:24	ということでこちらも同じように基本設計方針、それから、耐震の説明書と具体的な重ね説明書といったところに記載がございます。
0:24:35	というように整理をして参りまして、こちらがですねそれぞれ今回の対象を何がどのようにというような整理をしているものになってございまして、
0:24:45	こちらが、
0:24:47	23、24、25 ですね、オカが、
0:24:54	2627 で 28 ページまでの構成です。
0:25:00	ご説明させていただきました。対象外等につきましては略ということで、途中ですね、記載を割愛させていただいている項目にもなってございます。
0:25:13	こちらが運営、
0:25:16	確認事項でいただきました
0:25:21	3032 になってなりんになります。
0:25:27	そこからですね直行があつて
0:25:33	39 になります。
0:25:39	こちらが申し訳ありません 40 ですね、すみません 40 になります。
0:25:45	こちらが非常用ディーゼル関係ですね 2E20 につきましてポンベの設置個数を各部屋に設定するのではなく、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:56	まとめて記載となっている理由として選択弁を用いることによってそれぞれの部屋に対し、供給する設計であることを、資料上に記載してください。
0:26:07	いう内容いただきました。
0:26:09	それにつきまして今回でございますけども、補足 4ー別紙 1 でございますけどもポンベの個数の変更方法の概要にて、
0:26:20	非常用ディーゼル発電機必要ポンベ個数の設計方法について記載させていただいてますウダが通しページでもありますと 15 ページになります。
0:26:36	こちらですね※6、になってございまして表中でいきますと第 2 表でいきますと、真ん中の②でございまして。右側に 46、69 とございまして※6 と。
0:26:50	その米は、一番下下段になりますけども、非常用ディーゼル発電機室は、2 地質及びニイツから構成されており、選択、選択弁にて消火を要する、対象室に消火剤を供給するため、
0:27:04	ポンベ個数は 1 湿分となるということで
0:27:10	にしてふたやあですね持つてることではないということを表記させていただきました。
0:27:18	あと何だっけ。
0:27:24	これだけ受けて、
0:27:33	どっちか。
0:27:35	はい。まず、整理させていただいたのは、以上でして、これは、
0:27:46	説明しながら、
0:27:48	笠井で今回お持ちしたものは、以上でございます。
0:28:00	副社長高橋です。はい。幾つか質問あります。
0:28:05	まずちょっと名称を
0:28:09	関係で
0:28:12	1 ページ目ですけれども、
0:28:17	このタイトルに名称っていうのが入ってるんですが、これは 6 月 9 日の補正で、
0:28:24	切り離れた部分かと思いますが、このタイトルを変更することは可能でしょうか。
0:28:34	はい。こちらへ変更いたします。
0:28:40	規制庁高橋ですわかりました。
0:28:52	続きまして、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:58	通し番号 21 ページ目の火災防護審査基準との
0:29:06	今回の申請との比較、適合性の確認のところですが、
0:29:16	今年、
0:29:17	まず 21 の
0:29:20	(2)の①のところで、
0:29:26	消火設備は云々の要求がありまして、
0:29:30	右の説明の方で
0:29:35	真ん中辺、少し下の、また、消火対象物と十分離れた位置にポンベ。
0:29:41	を設置するという記載があります。
0:29:45	消火対象物と離れたところに設置するというのは、これまでのご説明でわかるんですが、
0:29:55	今回ポンベ脳場所を変更してですね別の火災、
0:30:02	区域区画に設置することになったんですが、
0:30:06	そのポンベ、或いはそっからの配管がですね、
0:30:10	ここに書いてあるような、
0:30:15	ええ。
0:30:16	爆発等によってですね。
0:30:21	変更後の場所で、
0:30:23	悪影響を及ぼさないかどうかについて説明してください。
0:30:32	はい。いえ、現在ヒロキでございます。まず、
0:30:37	Bだっけ。
0:30:39	15 ページだっけ。
0:30:44	はい。
0:30:46	例示でございますけども、通しページ 16 ページに先ほどご説明、ご説明させていただきました、ぐらい屋外から屋内にポンベが入ります。
0:30:59	配管ルートも延びることになってございます。同様に他の区域、区画です、に今配置しております。
0:31:10	ポンベ関係につきましても、同様に、対象エリアからは少し離れたところにありながら、配管が構成されています。
0:31:19	こちらの配管が、例えば
0:31:23	地震等で損壊があった場合ですね、補上位クラスに影響を与えるか与えないかというところになりますと、まず周囲にある上位クラスに対する波及的影響ですね。
0:31:36	声を起こさないようにサポートの耐震性を上げてございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:40	配管がギロチンになりましても脱落しないような設計としておりますので、現時点におきまして各エリアです建屋の中に数多くポンベと配管等が張りめぐらさなれますけども、
0:31:55	そういった内容で 19 月には影響ないように設計しているというところでございます。
0:32:05	規制とかタカハシです。地震につましましてわかりました。
0:32:09	例えばここでちょっと想定されてるような爆発等に、
0:32:15	の事象は想定されるのでしょうか。
0:32:19	はい、原電ヒロキでございます。
0:32:23	建屋の中での爆発というものは、
0:32:28	現実、現時点では、
0:32:41	昔、
0:32:42	はい。まず、ハロンでございますけども、もともと自分が爆発するようなものにはなっってそういった圧力は持ってませんというのと、
0:32:56	あともう一つは周辺で、その高温になる。
0:33:01	エリアがの中に入れるかというところにも置いてございません。ということで、本来従来の運転中ですね、使用中における、そういった爆発というものについては、
0:33:15	まず地震ではないということになってございます。
0:33:23	セトタカハシですわかりました。16 ページの
0:33:28	薄、
0:33:30	移設先の部屋ですね。
0:33:33	この周囲にはその安全機能を有する構築物とか、
0:33:39	あるのでしょうか。
0:33:41	原理ヒロキでございます。今お手元でございます。右上ですね右角野カトウのところに設置いたしますこちらにつましましては上位クラスというか安全系への設備が一切ございません。
0:33:57	規制庁タカハシです。わかりました。
0:34:01	続きまして 22 ページ。
0:34:07	ですが、
0:34:14	真ん中ののののの消火設備は外部電源喪失時に機能を失わないように電源を確保する設計であることに対して、
0:34:25	右の方で真ん中より下の方で設備の作動に必要な電源を供給する。
0:34:32	蓄電池を設け云々とあります。電源についても、その現場でに
0:34:43	ケーブルが引かれてると思うんですが、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:46	今回の分、ボンベの設置場所変更でその辺の
0:34:52	電源ケーブルも
0:34:55	敷設し直し、
0:34:57	になるという理解でよろしいでしょうか。
0:35:01	限度ヒロキでございます。はい。その理解で結構でございます。
0:35:06	それからですね電源ケーブルの自動消火設備ということで、
0:35:13	その電源の供給対象は
0:35:18	どこになるのか、具体的に説明してください。
0:35:24	元ヒロキでございます。申し訳ない供給対象と申しますと、
0:35:31	当初、
0:35:44	はい。
0:35:48	電動弁等につきましては今消火設備の中にはついてございません。
0:35:55	具体的に、この外電要求につきましては本部のですね、電動ポンプ、ディーゼルポンプ等をでございますけども、
0:36:08	時起動信号を入れるのに、電源と引っ張ってきてございますそれが喪失した時には蓄電池バッテリーで起動できるように、設置していると。
0:36:20	あともう一つは、
0:36:22	制御盤は、
0:36:27	もう一つ申し訳ありませんちょっと
0:36:30	制御盤についても、
0:36:34	一部、
0:36:37	もうございません。別途回答させていただきたいと思います。
0:36:42	制御盤関係が抜ヤマシタですけど、これ本当に申し訳ありません。
0:39:15	はい。現在ヒロキでございます。はいはい、制御盤関係ですねそちらの信号等、外電がなくなっても専用のバッテリーをやはりもう、
0:39:28	ておりまして、そこから容器ベーンと選択弁等含めて、信号が流れるように構成はできています。そういった概略になりますけども、絵をですね、
0:39:45	この後がいいのかな。
0:39:51	説明ずーっと構成例というものがお手元でございますので、そちらをお付けしたいと思います。
0:40:02	添付する場所は、
0:40:06	補足の4の中で、
0:40:11	お示しするようにいたします。
0:40:19	規制庁高橋です。わかりました。では供給する。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:25	電気を供給する先の設備がわかるように、
0:40:29	補足をお願いします。
0:40:32	で、先ほどちょっと言い忘れましたが 21 ページのところでも
0:40:38	①のaのところで、ポンベの越冬へ、
0:40:46	移動先の設置位置の周辺に安全設備がないとか、そういったところでも すねこの右側に書いてもらえると、いいかなと思います。
0:41:06	規制庁田澤タカハシです。続きまして、22 ページのGのところですが ども、
0:41:14	原子炉の高温停止及び低温停止に係る安全機能を有する構築物云々 の記載。
0:41:21	で、最後系統分離に応じた独立性を備えた設計であること。
0:41:26	ということですがけれども、
0:41:28	今回のポンベの配置変更に伴って、
0:41:35	この辺がどのように担保されているのかをちょっと説明、具体的に図の 配置等で説明してください。
0:41:45	例えば選択弁とか、そういったものが、
0:41:53	独立性を有した
0:41:56	葛西。
0:41:59	区域、区画の中に入っているのかとか、その辺を含めて説明をお願いします。
0:42:08	はい。元ヒロキでございます。また 16 ページをちょっと使わせていただき ます。
0:42:16	選択弁等につきましては、今の図の中の
0:42:24	右上の赤の新たな設置位置になりますけども、赤と、それからその下 にある緑青がありますけども、このちょうど真ん中ぐらいにすね、
0:42:37	選択弁が配置されることになります。位置的分散等につきましてユニッ トになってございますので、ポンベとセット品で近くに、
0:42:50	これまではソトーでございますけども、同じようにしたすね従来の今設 計している、赤とこの水色のちょうどこの上の辺りに選択弁が置かれる という設置されるというところでございます、
0:43:04	それがそのまま建屋の中に
0:43:08	移動していくと。
0:43:10	というようなところになっております。
0:43:17	規制庁タカハシですわかりました。では

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:23	非常用で実質等この部屋の中に設置されるものではないという理解でよろしいでしょうか。
0:43:31	はい元ヒロキでございます。はいその理解で結構でございます。
0:43:41	規制庁タカハシです。
0:43:42	24 ページですけれども、
0:43:49	丸一番上の③のところで
0:43:55	作動前に職員トングの退出ができるよう警報を、
0:44:04	鳴らす設計であること。
0:44:09	吹鳴させる設計であることということで、
0:44:14	これにつきましては、適合性対象の有無として丸がついていると。
0:44:21	ということですが、
0:44:25	これは今回のポンベの配置変更とは別に、
0:44:28	感知器から、
0:44:31	火災受信機能までの範囲での、
0:44:37	設計、
0:44:39	であるという理解でよろしいでしょうか。
0:44:45	エンドウヒロキヒロキでございます。はい。その理解で結構でございますがアノと一部ですねおそらく消火の警報になります商営間消火の感知、感知の感知ではなくて、
0:45:00	ショウガンの感知になりますと、感知設備いいから、の方の体対応ということでおそらくないというようにおそらくというか、ない。
0:45:11	と我々は考えておまして、機械屋の範疇電気の範疇であって機械の範疇かなというように、今考えてございます。
0:45:22	規制庁かタカハシです。わかりました。今ちょっと例示させていただいたところなんです、
0:45:28	22 ページからの 22 じゃない 28。
0:45:36	19 ページですね、19 ページから続く
0:45:40	火災防護審査基準との
0:45:44	適合性検討の対象有無の、んところで真ん中こんなところでマルついてるものについては
0:45:55	今回のポンベの配置変更で直接設計が変わったり、仕様変更したりするものと、
0:46:04	そうでないものがまざってると思うんですが、
0:46:07	直接ですね、変更されるような、例えば、
0:46:13	22 ページでいうと、Bのところ、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:19	ですね消火剤の量の班設計の話。
0:46:22	が考えられます。
0:46:25	そのほかにも何か直接、
0:46:27	へえ。
0:46:29	例えば幸甚とか、
0:46:32	ソフトの改造とか、そういったものが発生するような、
0:46:36	条文はありますでしょうか。
0:47:25	いや、
0:47:41	はい。現在ヒロキでございます。はい。ケーブル関係がですね一部この中で表記はございませんけども、別途コメン
0:47:51	と今確認事項をいただきましたので、その回答させていただきたいと思
0:47:57	現在整理しているものについては基準に対して、適合しているもの、今回の変更に対しまして、具体的に変更がかかるものと、
0:48:08	それから、一部ですね今みたいに先ほど電源系の話がございました、そういったもので一部直接的には絡んでこないようなところもあるんですけども全体的な消火消化系ということで、
0:48:21	適合してるかどうかという整理をさせていただきますので、マルですね、がついていることになってございましてこれ以外のところは対象はないという
0:48:36	ような整理になってございます。
0:48:36	規制庁高橋です。わかりました。
0:48:39	続いて 26 ページ。
0:48:45	真ん中の 2-2-3 のところですが、前半のところでは安全機能を有する構築物、
0:48:53	システム及び機器は消火設備の破損、誤動作または誤操作によって安全機能を損なわない設計であること。
0:49:02	これ
0:49:05	規則の要求事項でもありましてこれのに対応した記載が右の方がないように思えるんですが、
0:49:13	追加することは可能でしょうか。
0:49:29	玄広木でございます。223 の誤動作によってもしない設計であること。
0:49:37	水の方の世界。
0:49:56	ここ 223 につきましても溢水に関わる、
0:50:06	車庫そもそもと一緒に、
0:50:09	に対して記載がある項目。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:13	んだと、私もちょっと理解をしておりますしてその内容をですね右側に記載しているというようなことになってございます。
0:51:37	元ヒロキでございます。
0:51:39	申し訳ありません
0:51:41	審査基準のですね参考の部分を、こちらちょっと記載をしてございませんで、具体的に新居さんのところはやはり溢水の記載になってございます。
0:51:55	そちらで参考の方ですけども、溢水ガイド評価ガイドでは発生要因に分類した以下の溢水を想定することとしているということで、具体的にこの破損誤動作等に対して溢水でも影響ないようにしなさい。
0:52:10	確認しなさいというものがですね、基準の中に記載がしてされてございます。具体的に 10 ページ、基準 10 ページになります。
0:52:27	20、
0:52:34	ですけど、
0:52:38	規制庁タカハシです。わかりました。私の方でも別途確認します。
0:53:07	元ヒロキでございます。はい。今の新居さんの記載につきまして、ご質問いただきました誤動作と誤操作と、右側に左側に記載があるものですけども右側に記載がございございませんで適正化させていただきます。
0:53:37	規制庁高橋です。Ⅱ、最後になります。33 ページ通し番号ですね。
0:53:46	この表の中で
0:53:56	無次元設計時点の説明が、一般社団法人としての当初の引用ということでもありますけども、
0:54:09	可能であれば先ほどの数値が出てくる該当ページをですね、参考でいただけないでしょうか。
0:54:21	元ヒロキでございます承知しました。
0:55:00	規制庁高橋です。今までの説明内容とは別のところで質問があります。
0:55:09	資料の通し番号、54 ページの
0:55:16	右下の方ですね。
0:55:18	これ耐震計算書の比較、前後比較表ですが、
0:55:24	この変更前と後での支持構造物の評価結果の、
0:55:31	支持構造物番号がですね変わってきているんですが、
0:55:36	これ一をなぜ場所が変わって、
0:55:41	他のかその要因何の要因で変わってきたのかっていうのが、ちょっとこの表からだけでは読み取れないんですが、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:49	何か鳥瞰図等で示せないでしょうか。
0:56:05	はい。現在ヒロキでございます。資料中にも鳥瞰ズー等ですねポンチ絵等で添付はしてございます。
0:56:16	具体的にうまくですね表現できるか、ちょっと微妙なところでございますけども、こっからこの、この辺からこの辺に変わったと。
0:56:30	ていうところは表記できると思います。今回の配管ルートが変わりましたので、再評価を行った結果、従来の位置よりも、評価点がずれていると。
0:56:41	うん。
0:56:45	これまで、
0:56:51	規制庁タカハシです。概要わかりました。
0:56:54	では説明以外のところで、2点ほどあるかな。
0:57:01	えーとですね、一番最初に出していただいている、補足説明資料の、
0:57:12	補足1のですね、
0:57:17	許可との
0:57:20	すいません技術基準規則の
0:57:23	要否判断の表なんですけども、
0:57:29	この表で
0:57:32	丸がついている所が第5条、第11条。
0:57:39	第17条。
0:57:43	52条とありますけれども、今回6月9日の補正、
0:57:49	の結果を踏まえても、この内容に変更はないでしょうか。
0:57:57	現在ヒロキでございます。はい。その内容に変更はございません。
0:59:15	えっと、はい。
0:59:18	規制庁タカハシです。今回の補足の資料の方で、
0:59:25	質問があります。補正ですね。
0:59:29	6月9日の補正資料の申請書の中の46ページ。
0:59:35	以降、4748までの図面の変更ですが、
0:59:42	変更前と変更後で大幅に変わってきてるんですけども、これの理由についてご説明ください。
0:59:52	はい。現在ヒロキでございます。まず今回補正に当たりまして図面が4枚。
1:00:02	変更することになりました。いずれも今回対象から取り止めになった電源系衛星電源系。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:00:14	それらをですね元に戻すことになります。そういった元に戻した時にですね、4枚の修正がはい。入りまして、
1:00:26	一部ですねその修正範囲を下の書き加えというか、現在の
1:00:34	資料にですね、うまく反映しようとした場合、もともと持っているものとですねちょっと違う形、違う形の頭のように
1:00:46	も明瞭なイノウエになっているんですけども、そういったものではない今回の変更範囲の中で、うまく
1:00:56	図にですね、表記している、これ図の番号をですねなるべく変えないように、なかーのですね
1:01:10	多少修正をしていると、というようなものになっております。
1:06:24	規制庁からは以上になります。
1:06:32	事業者の方から何かございますか。
1:06:38	発電所の方は、何かありますか。
1:06:43	はい、発電所からございません。
1:06:57	原子力規制庁の高橋です。
1:07:00	ただいまをもちまして、
1:07:03	東海第2発電所設計及び工事計画変更認可申請に関わるヒアリングを終了します。お疲れ様でした。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。